



コンテンツサービス利用規約

平成30年4月1日

株式会社 STNet

本規約は、株式会社 STNet（以下、「当社」と言う。）が提供するコンテンツサービス(以下、「本サービス」と言う。)について定めます。また本サービスを利用されるお客さま(以下、「お客さま」と言う。)に適用されます。本規約に必ずご同意いただいた上でご利用ください。

(本規約の適用)

第1条 本規約は、本サービスを利用される全てのお客さまに適用されます。お客さまが、本サービスを利用するには、本規約を誠実に遵守するものとします。

- 2 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

(本サービスの定義)

第2条 「本サービス」とは、別記1（コンテンツサービス）に定めるコンテンツサービスを言います。

- 2 各コンテンツサービスは、各コンテンツ事業者によって提供されます。お客さまは、各コンテンツサービスの利用に際しては、本規約の他に当該本コンテンツ事業者等が定める利用条件を承諾するものとします。
- 3 当社は、事前の通知をせずに本サービスが対象とする範囲及びその内容を変更することがあります。

(各コンテンツサービスの利用申込み)

第3条 お客さまは、各コンテンツサービスの利用に際しては、本規約の他に当該本コンテンツ事業者等が定める各種の規約に同意し、当社所定の方法により利用申込みを行うものとします。

- 2 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って審査し承諾します。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
 - (2) 契約の申込みをしたお客さまが、別記2（適用される契約約款）に定める契約約款のお申込み、又はご契約をされていないとき
 - (3) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
 - (4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき
- 4 当社が第2項の規定により申込みを承諾した後に、お客さまが前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。
- 5 当社は、お客さまが別記2（適用される契約約款）に定める契約約款の契約において、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、本サービスも変更します。

(各コンテンツサービスの提供開始日)

第4条 各コンテンツサービスの提供開始日は、別記1（コンテンツサービス）のとおりとします。

(各コンテンツサービスの解約)

第5条 お客さまが各コンテンツサービスを解約しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。当社に届いた「解約希望日」を解約日としますが、当社に通知が届いた時点で、解約希望日を過ぎていた場合は、当社に通知が届いた日を解約日とします。

(当社が行う各コンテンツサービスの解約)

第6条 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、お客さまへの事前の通知なしに、本サービスの全て、又は一部機能の利用を停止、制限又は解約できるものとします。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがある行為をしたとき
- (3) 契約者に対する差押え、又は仮差押さえの申し立てがあったとき
- (4) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき

- (5) 契約者と連絡が取れず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき
 - (6) 第3条に定める当該本コンテンツ事業者等が定める各種の規約により、各コンテンツサービスの利用を解除又は解約されたとき
 - (7) 契約者が死亡又は解散したことを当社が知ったとき
- 2 当社は、お客さまが別記1（コンテンツサービス）に定める契約約款の契約を解約又は休止したときは、本サービスの契約を解約又は休止します。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

（利用登録解約後の措置）

第7条 第5条及び第6条に定める各コンテンツサービスの解約のいずれにおいても、各コンテンツサービスの利用中に係るお客さまの一切の債務は、事由の如何を問わず各コンテンツサービスの解約後においても、その債務が履行されるまで消滅しません。

（サービス提供の一時停止）

第8条 当社は、以下の各号に該当する場合は、本サービスの提供を停止する場合があります。

- (1) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備の保守又は工事が必要な場合
- (2) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備に障害が発生した場合
- (3) 当社以外の第三者の行為に起因する理由により、本サービスの提供が困難になった場合
- (4) その他、当社が本サービスの提供上、一時的な停止が必要と判断した場合

2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその旨をお客さまに通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（サービスの終了）

第9条 当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部を終了することがあります。

- (1) 経営上、技術上などの理由により本サービスの一部又は全部の適正かつ正常な提供ができなくなり、当該サービスの運営が事実上不可能になったとき
- (2) その他の理由で本サービスの一部又は全部が提供できなくなったとき

（利用料金の支払い等）

第10条 お客さまは、第4条で定める提供開始日を含む暦月から起算して、第5条で定める解約日を含む暦月までの期間の各コンテンツサービスの利用料(以下、「利用料」と言う。)を、当社所定の方法により当社へ毎月支払うものとします。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

2 お客さまは、前項について、当社が指定する期日までに、支払っていただきます。

3 当社は、お客さまに対し別記1（コンテンツサービス）に定める契約約款と一括で、料金の請求・収納業務を行います。当社は、本規約により、お客さまが支払いを要することになった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

4 当社は、お客さまから請求があったときは、当社が別に定める方法により、料金請求書等又は支払い証明書等を発行します。この場合、別記3料金請求書等発行料に定める発行料を支払っていただきます。

（料金の計算方法等）

第11条 利用料を、料金月（1の暦月の起算日（暦月の初日）から次の暦月の起算日の前日までの期間を言う。以下同じ。）に従って計算します。

2 利用料は、起算日において提供されている各コンテンツサービスの区分及び数量等に準じた料金を適用して算定します。

- (1) 各コンテンツサービスの解約日が起算日以外になる場合は、当該料金月の利用料はいただきます。
- (2) 提供開始日と解約日が同一月となった場合には、当該料金月の利用料はいただきます。
- (3) 各コンテンツサービスの区分及び数量等が変更された場合には、起算日時点でお客さまに対して提供されている各コンテンツサービスの区分及び数量等に応じて定まる料金を適用して算定し

ます。

- (4) 利用料は、日割り計算しません。
- (5) お客さまの利用環境に起因する要因により、各コンテンツサービスを利用できない状態が生じた場合であっても、お客さまは、期間中の利用料の全額を支払うものとします。
- (6) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (7) 第10条により支払を要するものとされている額は、別記1（コンテンツサービス）に定める利用料（税抜価格（消費税相当額を加算しない額を言う。以下同じ。））に基づき計算した額に、消費税相当額を加算した額とします。

（料金等の臨時減免等）

第12条 当社は、災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、本規約にかかわらず臨時に利用料を減免することがあります。また当社は、本規約にかかわらず当社の判断により、利用料を減免することがあります。

（延滞損害金）

第13条 お客さまは、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞損害金として当社が別に定める方法により支払っていただくことがあります。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（お客さま情報・利用情報）

第14条 当社は、本サービスの提供、個人認証の運用及び利便性向上を目的として、本サービスの利用情報を記録する場合があります。

- 2 当社は、お客さま情報及び利用情報を以下の目的のために使用します。ただし、お客さまの同意がある場合はこの限りではありません。
 - (1) お客さまに本サービスを提供し、請求・収納するため
 - (2) お客さまに本サービスに関するお知らせなどを送付するため
 - (3) 本サービスにより利用可能なその他のサービスの向上に努めるため
 - (4) データ分析など、お客さま個人を特定できない方法、形式による統計資料の作成を行うため
 - (5) その他、本サービス提供に付随関連する業務を行うために必要な範囲内で、お客さま情報・利用情報を利用するため
- 3 お客さまは、以下の各号に該当する場合は、当社が第三者又はコンテンツ事業者にお客さま情報及び利用情報を開示することがあることに同意いただくものとします。
 - (1) 官公庁などの公的機関から法的義務を伴う開示要請を受けた場合
 - (2) 当社及び第三者の人命、身体、財産、自由、名誉、権利を保護するために必要があると当社が判断した場合
 - (3) 本件目的に必要な業務を委託する第三者又はコンテンツ事業者に対してお客さま情報、利用情報を開示する必要があると当社が判断する場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

（準拠法）

第15条 本規約の成立、効力、解釈及び履行は日本国法に準拠するものとします。

（紛争の解決）

第16条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛争などが生じた場合、双方誠意をもって協議

し、できる限り円滑に解決するものとします。

- 2 本規約に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

別 記

1. コンテンツサービス

区分	単位			利用料[月額] (税込価格)
1 パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM (当社の販売名：ピカラでソフト使い放題)	株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザーライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	基本料	1の使い放題コード毎に	600円 (648円)
	提供条件	<p>ア 別記2に定める「ピカラ光ねっと契約約款」「宇和島DSL及び無線契約約款」及び「お仕事ピカラ契約約款」の契約者に限り、提供します。</p> <p>イ 別記2に定める1の「ピカラ光ねっと契約」又は「宇和島DSL及び無線契約」につき、最大5のパソコンソフト使い放題 powered by OPTiMサービス契約を締結できます。</p> <p>ウ 別記2に定める1の「お仕事ピカラ契約」につき、最大50のパソコンソフト使い放題 powered by OPTiMサービス契約を締結できます。ただし、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」と合わせて、最大50のサービス契約とします。</p> <p>エ 日本国内のみでご利用いただけます。</p> <p>オ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。</p>		
	提供開始日	<p>カ 提供開始日は、当社がパソコンソフト使い放題 powered by OPTiMを利用するための使い放題コードを発行した日、又はアに定める契約約款の開通日のうち、遅い日とします。</p> <p>キ カに定める提供開始日が、アに定める契約約款の開通日となる場合は、提供開始日が起算日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。</p>		
	当社の責任	<p>ク 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。</p> <p>ケ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、クの規定は適用しません。</p>		
2 ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM (当社の販売名：ピカラでお仕事ソフト使い放題)	株式会社オプティムが提供する「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザーライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	基本料	1の使い放題コード毎に	980円 (1058.4円)
	提供条件	<p>ア 別記2に定める「ピカラ光ねっと契約約款」「宇和島DSL及び無線契約約款」及び「お仕事ピカラ契約約款」の契約者に限り、提供します。</p> <p>イ 別記2に定める1の「ピカラ光ねっと契約」又は「宇和島DSL及び無線契約」につき、最大10のビジネスソフト使い放題 powered by OPTiMサービス契約を締結できます。</p> <p>ウ 別記2に定める1の「お仕事ピカラ契約」につき、最大50のビジネスソフト使い放題 powered by OPTiMサービス契約を締結できます。ただし、「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」と合わせて、最大50のサービス契約とします。</p> <p>エ 日本国内のみでご利用いただけます。</p> <p>オ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。</p>		
	提供開始日	<p>カ 提供開始日は、当社がビジネスソフト使い放題 powered by OPTiMを利用するための使い放題コードを発行した日、又はアに定める契約約款の開通日のうち、遅い日とします。</p> <p>キ カに定める提供開始日が、アに定める契約約款の開通日となる場合は、提供開始日が起算日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。</p>		

	当社の責任	<p>ク 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。</p> <p>ケ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、クの規定は適用しません。</p>		
3 カスペルスキー セキュリティ	株式会社カスペルスキーが提供する「カスペルスキー セキュリティ」の3台版ユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	基本料	1のアクティベーションコード	無料
	提供条件	<p>ア 別記2に定める「ピカラ光ねっと契約約款」の品目「1Gb/s」「100Mb/s」及び「宇和島DSL及び無線契約約款」の契約者に限り、提供します。</p> <p>イ アに定める1の「ピカラ光ねっと契約」又は「宇和島DSL及び無線契約」につき、1のアクティベーションコードを提供します。</p> <p>ウ 日本国内のみでご利用いただけます。</p> <p>エ その他提供条件については、株式会社カスペルスキーとお客さまとの契約「KASPERSKY LAB 製品に関する使用許諾契約書」に準じます。</p> <p>オ カスペルスキー セキュリティの申込みにあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその承諾を受けたとき、1の契約毎に事務手数料（K）として1,000円（税込 1,080円）を適用します。</p>		
	提供開始日	カ 提供開始日は、当社がカスペルスキー セキュリティを利用するための1のアクティベーションコードを発行した日、又はアに定める契約約款の開通日のうち、遅い日とします。		
	当社の責任	<p>キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「KASPERSKY LAB 製品に関する使用許諾契約書」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。</p> <p>ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。</p>		

2. 適用される契約約款

項番	契約約款名
1 ピカラ光ねっと契約約款	<p>光ネットサービス契約約款</p> <p>光ネットサービス契約約款（さぬき市限定）</p> <p>光ネットサービス契約約款（東温・久万高原）</p> <p>光ネットサービス（ピカラKCB）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラCUEtv）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラテレビあなん）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラMTC）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラUCAT）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラCVC）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラICK）契約約款</p> <p>光ネットサービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラよさこい）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラMCB）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラKBC）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラ西予）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラゆすはら）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラ海部）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラ石井CATV）契約約款</p> <p>光ネットサービス（宇和島市専用サービス用）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラ香南）契約約款</p> <p>光ネットサービス（ピカラ東かがわ）契約約款</p>

	光ネットサービス（ピカラエーアイ）契約約款 光ネットサービス（ピカラ八西）契約約款 光ネットサービス（ピカラ日高）契約約款 光ネットサービス（ピカラ中芸）契約約款 光ネットサービス（ピカラおえ）契約約款 光ネットサービス（ピカラswan）契約約款 光ネットサービス（ピカラなか）契約約款 光ネットサービス（ピカラ東阿波）契約約款 光ネットサービス（ピカラ中土佐）契約約款 光ネットサービス（ピカラ鳴門）契約約款 光ネットサービス（ピカラあわ）契約約款 光ネットサービス（ピカラICK）契約約款
2 宇和島 DSL 及び無線契約約款	無線インターネットサービス（宇和島市地域情報ネットワーク施設用）契約約款 DSLインターネットサービス（宇和島市地域情報ネットワーク施設用）契約約款
3 お仕事ピカラ契約約款	ビジネス光ネットサービス契約約款 ビジネス光ネットサービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款 ビジネス光ネットサービス（宇和島市専用サービス用）契約約款 STインターネットアクセス（STIA）契約約款に定めるタイプ「お仕事ピカラ1G」 STインターネットアクセス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款 STインターネットアクセス（宇和島市専用サービス用）契約約款

3. 料金請求書等発行料

区分	単位	料金額 (税込価格)
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	別記2の契約約款を適用する
支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の発行ごとに	
備考 ア 当社は、別記2に定める契約約款の契約と一括の請求書および証明書等を発行します。		

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成26年11月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成27年3月25日から実施します。

(特例措置)

- 2 当社は、平成27年3月25日から平成27年6月30日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。

- 3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまが、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合
- (2) お客さまが、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成27年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 当社は、平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。
- 3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまが、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合
- (2) お客さまが、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成27年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 当社は、平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。
- 3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまが、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合
- (2) お客さまが、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成28年1月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 当社は、平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。
- 3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまが、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合
- (2) お客さまが、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成28年3月7日から実施します。ただし「カスペルスキー マルチプラットフォーム セキュリティ」の提供開始は平成28年4月1日とします。

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成28年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 当社は、平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。
- 3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

- (1) お客様が、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合
- (2) お客様が、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成28年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 当社は、平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。

- 3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

- (1) お客様が、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合
- (2) お客様が、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成28年8月1日から実施します。ただし阿波市での本サービスの提供開始は平成29年4月1日以降とします。

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成28年10月1日から実施します。ただし阿波市での本サービスの提供開始は平成29年4月1日以降とします。

(特例措置)

- 2 当社は、平成28年10月1日から平成28年12月31日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。

- 3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

- (1) お客様が、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合
- (2) お客様が、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成28年10月17日から実施します。ただし阿波市での本サービスの提供開始は平成29年4月1日以降とします。

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成29年1月1日から実施します。ただし阿波市での本サービスの提供開始は平成29年4月1日以降とします。

(特例措置)

- 2 当社は、平成29年1月1日から平成29年3月31日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。

3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(1) お客さまが、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合

(2) お客さまが、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

1 本規約は、平成29年2月20日から実施します。ただし三好市池田町での本サービスの提供開始は平成29年3月20日以降とします。

附 則

(実施期日)

1 本規約は、平成29年4月1日から実施します。

(特例措置)

2 当社は、平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。

3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(1) お客さまが、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合

(2) お客さまが、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

1 本規約は、平成29年7月1日から実施します。

(特例措置)

2 当社は、平成29年7月1日から平成29年9月30日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。

3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(1) お客さまが、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合

(2) お客さまが、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

1 本規約は、平成29年10月1日から実施します。

(特例措置)

2 当社は、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。

3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(1) お客さまが、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合

(2) お客さまが、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

1 本規約は、平成30年1月1日から実施します。

(特例措置)

2 当社は、平成30年1月1日から平成30年3月31日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。

3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(1) お客さまが、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合

(2) お客さまが、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合

附 則

(実施期日)

1 本規約は、平成30年4月1日から実施します。

(特例措置)

2 当社は、平成30年4月1日から平成30年6月30日までの間に、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の利用申込みがあったお客さまには、提供開始日の属する暦月とその翌暦月の最大2ヶ月間、別記1に規定する基本料に0円を適用します。

3 2の特例措置は、以下の条件の場合、適用されません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(1) お客さまが、過去に「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」の基本料に0円を適用する特例措置を受けていた場合

(2) お客さまが、「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」を追加で利用申込みした場合